○生産緑地法施行規則第5条に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障 の認定事務運用基準

平成28年1月1日その他第3号

(趣旨)

第1条 この運用基準は、生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号。以下「省令」という。) 第5条に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障(以下「故障」という。)の認 定に関し、必要な事項を定める。

(故障の認定)

- 第2条 故障として市長が認定するものは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 省令第5条第1号イからトまでのいずれかに該当するもので次のいずれかに該当する場合
 - ア 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号身体障害者障害程度等 級表中1級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けているとき。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の 表中障害等級1級に該当する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているとき。
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者のうち要介護認定等 に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号) 第1条第1項第4号又は第5号に該当する認定を受けているとき。
 - エ ア、イ及びウと同等程度の状態にある故障と市長が認めるもの
 - (2) 省令第5条第2号に該当するもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に掲げる病院又は同法同条第2項に掲げる診療所に1年以上入院することを要する状態にある者
 - イ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20 条の5に規定する特別養護老人ホームに入所することを要する状態にある者
 - ウ ア及びイと同等程度の状態にある故障と市長が認めるもの
- 2 前項第1号エ又は第2号ウに掲げる故障の認定は、面談により審査を行うものとする。 (故障認定の申請)
- 第3条 故障の認定を受けようとする者及び次項に規定する者(以下「申請者」という。)は、故障認定申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 農地調書(第2号様式)

- (2) 故障状況調書(第3号様式)
- (3) 故障を証明する書類(別表右欄に掲げる必要な添付書類)
- 2 次に掲げる者は、故障の認定を受けようとする者が精神上の障害により事理を弁識する能力を 欠く状況にある場合又は身体上の障害により意志表示をすることが難しい場合に限り、認定を受 けようとする者に代わって、次の順位に従い当該認定に係る申請をすることができる。
 - (1) 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族のうち同居の者
 - (2) 前号に規定する者以外の親族

(故障の事実の聴取実施)

- 第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、第2条第2項に該当する場合 または必要な場合は、申請者及び親族に対する面談を実施するとともに、当該申請に係る生産緑 地の現地確認を行うものとする。
- 2 面談による審査上必要と認めるときは、介護保険担当職員その他必要と認める者に意見を求めることができる。
- 3 面談による審査上必要と認めるときは、次に掲げるものについて申請者に提出を求めることが できる。
 - (1) 市長が指定する医療機関の診断書(第2条第1項第1号エ、同条同項第2号アまたはウに 該当する場合は除く。)
 - (2) 故障の事実を立証するために必要と認める資料
- 4 前項に規定する提出資料に要する費用は、申請者が負担する。
- 5 面談内容は、面談書(第4号様式)により、診断書の内容の確認、治癒する見込み、通院状態、 営農状態、家族構成・同居人の構成、後継者の有無、本人からの買い取り申し出をする意思・希 望の確認、その他審査するために必要な事項とする。

(市長が指定する医療機関の範囲)

- 第5条 前条第3項第1号に規定する市長が指定する医療機関は、次に掲げるものとする。
 - (1) 医療法第31条に規定する公的医療機関
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学が設置する病院 (故障の認定及び通知)
- 第6条 市長は、申請書が提出された場合、認定の結果について故障認定結果通知書(第5号様式) により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、申請者が違法又は不正な手段により前条に定める認定がされた場合は、当該申請 に係る故障の認定を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この運用基準は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成30年9月27日から施行する。

別表 (第3条関係)

7	<u> </u>								
	故障	の種類	Ą	必要な添付書類					
		(1)	第2条第1項第1号アに 該当するもの	・身体障害者手帳の写し					
1	省令第5条第1項第1号	(2)	第2条第1項第1号イに 該当するもの	・精神障害者保健福祉手帳の写し					
	に該当するもの	(3)	第2条第1項第1号ウに 該当するもの	・介護保険証の写し					
		(4)	第2条第1項第1号エに 該当するもの	・医師の診断書2通 (医療機関2箇所各1通)					
		(1)	第2条第1項第2号アに 該当するもの	・入院証明書・医師の診断書					
2	省令第5条第1項第2号	(2)	第2条第1項第2号イに 該当するもの	・入所証明書					
	に該当するもの	(3)	第2条第1項第2号ウに 該当するもの	・医師の診断書2通 (医療機関2箇所各1通) ・戸籍謄本等					

第1号様式(第3条関係)

第1号様式(第3条関係)

故障認定申請書

朝霞市長 宛

生産緑地法 (昭和49年法律第68号) 第10条の規定に基づく、農林漁業 に従事することを不可能にさせる故障として省令で定めるものを有するに至ったので、次のとおり認定の申請をします。

	申 請 日	年	月	日				
	フリガナ							
	氏 名							
主たる 農業従事者	生年月日	年	月	日生(歳)				
	住 所							
	電 話 番 号							
		農業従事者」と申請者が 欄は記入不要です。	同じ場合には	チェックしてくださ				
	フリガナ							
申請者	氏 名	(上記「主たる農業	従事者」との	続柄:)				
	住 所							
	電話番号							
本人以外の者が申請する原因		1. 精神上の障害 2.	身体上の障害	ş.				
(*)		※その理由に当てはまる番号に○をつけてください						
	□農地調書 (第2号様式)							
添付書類	□故障状況調書(第3号様式)							
171171177	□故障を証明する書類(運用基準別表右欄に掲げる必要な添付書類)							
	□申請者の身分	確認資料						

第2号様式 (第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

農地調書

1 申請者の世帯で所有する生産緑地(箇所番号ごと)を記入してください。

	#11 H 1 P 111 (771 11 7 0 2			_ , _ , _ , _ , _ ,	
箇所	所在地	面積	所有者	主たる	耕作
番号	7711土2世	(m²)	月有有	従事者	の状況

2 申請者の世帯で所有する生産緑地以外の農地を記入してください。

所在地	面積	所有者	主たる	耕作			
为社工	(m²)	月月有	従事者	の状況			

第3号様式(第3条関係)

第3号様式 (第3条関係)

故障状況調書

1 故障の状況について

次のうち、該当する故障に○印をつけてください。

	Control Control	
〇印	該当する	る故障(生産緑地法施行規則第5条)
		イ 両眼の失明
		ロ 精神の著しい障害
		ハ 神経系統の機能の著しい障害
		ニ 胸腹部臓器の著しい障害
	(1)	ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能
		の著しい障害
		へ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失
		又はその機能の著しい障害
		ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
	(2)	1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従
	76	事することができなくなる故障

2 現在に至るまでの経過

(1) 政障内容について								
■故障の原因となった疾病、外傷等について								
疾病等の名称								
疾病等の発生年月日	年	月頃						
手術歷								
入院歴								
通院状況								
■身体的な状況につい	いて (日常生活の制限等、具	具体的に記載してください。)						

(2)	農林漁業について (いつまで、 と 具体的に記載してください。)	どのような農作業等をしていましたか。
《添木	書類	
該当す	る書類にレ点をつけてください。	
表面	(1) イ~トに該当する場合	表面(2)に該当する場合
□身体	障害者手帳	□入院・入所証明書
□精神	申障害者福祉手帳	□医師の診断書
口介護	使保険証	□その他()
□医師	の診断書	
口その)他()	

第4号様式(第4条関係)

第4号様式(第4条関係)

面談書

面	談	日	年	月	日	申	請	者	
診断	書の内	容							
治癒っ	する見返	込み							
通	完 状	態							
営 農	等 状	態							
	存成・同居 構								
後継	者の有	無							
買い をする	から 取り申し 意思・ネ 確	出発							
そ	Ø	他							

第5号様式

朝み発第 号 年 月 H

故障認定結果通知書

様

朝霞市長

日付けで申請のあった生産緑地法施行規則第5条に規定 する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定については、次のと おり決定しましたので通知します。

申	請	者	本	<u>-1</u> /2.	<u></u> -₩.	- 1√.	- 1√.	⊅ .	± y .	土	*	<u>+</u> V-	<u>-1</u> Z-	<u>-1</u> /-	≠	⇒ ∠	<u>-1</u> /-	±y.	±.	<u>-1</u> /2.	± z .	±.	<u> </u>	±.	住所		
			氏名																								
決	定 区	分		□認定する	□認定しない																						
認匀	 としない理	里由																									

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることがで きます。
- きます。 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として(訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したの審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。